

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に派遣社員として雇用され、同日から同県D市に所在するE会社D工場（以下「事業場」という。）に派遣されて洋菓子やデザート等の製造作業に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月下旬頃から、事業場のリーダーから無視及び暴言等のパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）を受け、平成〇年〇月頃からは、同僚からも無視及び暴言等の嫌がらせを受けるようになり、同月〇日には事業場のリーダーから右肘を殴られるなどしたため、同年〇月〇日には嘔吐や吐き気を中心とした症状が治まらなくなったという。請求人は、同年〇月〇日、F病院に受診し「適応障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した精神障害及び発病の時期については、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）が、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「請求人は、平成〇年〇月にICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。」と述べている。当審査会としても、請求人の症状経過及び医証等に照らし、専門部会の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 「特別な出来事」について

請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を検討すると、認定基準の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(4) 「特別な出来事以外」について

請求人は、①平成〇年〇月下旬頃以降、Gから、暴言を吐かれたり、他の同

僚に請求人の悪口を言いふらされる等のパワハラ行為を受けたこと、②平成〇年〇月下旬から同年〇月頃まで、Hから無視等の嫌がらせを受けたこと、及び、③平成〇年〇月〇日の夜勤から「スライサー」という特別な作業に従事することとなり、これはミスが許されずプレッシャーのかかる作業であったことなどが原因となって本件疾病を発病するに至った旨主張するため、以下、検討する。

ア まず、①については、認定基準別表1の具体的出来事に当てはめると「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」に該当するとみると、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」である。

この主張に関し、事業場関係者からのヒアリング結果においては、「(Gは)請求人のことを嫌っていて、あらさがしをしている感じ」、「男のような口調で怒鳴る」等の意見が記載されており、また、Iも、Gは請求人がいないところで、頭がおかしいと言っていた旨述べている。さらに、G本人も請求人に不適切な言動をしたことを認めた上で事業場に反省文を提出している事実も認められ、Gの請求人に対する言動は、請求人にとって一定の心理的負荷があったものと考えられる。

しかし、本件の一件記録からは、Gが請求人に対して直接に人格や人間性を否定する発言をした事実は認められないこと、また、同僚等が結託して嫌がらせを行った事実は認められないこと、さらに、上記ヒアリング結果には、「悪気があって言っているのではない」、「言っていること自体は正しい」などの意見も多数認められるものであることから、当審査会としては、当該出来事の業務による心理的負荷の総合評価は「強」には至らず「中」とみるのが相当であると判断する。

イ 次に、②については、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のイ(イ)に説示するとおり、Hは、請求人からのスキンシップの程度を超えた身体への接触に対する恐怖から(請求人と)距離を置いた旨述べていることからみて、請求人とHとの間の個人的な問題とみることが相当であり、業務による出来事とは認められないと判断する。

ウ 最後に、③については、認定基準別表1の具体的出来事に当てはめると「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」に該当するとみることができ、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

請求人は「スライサー」という作業がプレッシャーのかかる仕事であった

旨主張するが、同作業については、特別な技能や高度の注意力が要求されるものであると認めるに足りる資料はなく、同作業に従事したことによる時間外労働時間の増加もほとんど認められないことなどを踏まえれば、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のイ(ウ)に説示するとおり、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断せざるを得ない。

(5) したがって、当審査会としては、請求人に係る業務による心理的負荷は、総合評価が「中」の出来事が1つと、「弱」の出来事が1つであり、全体評価も「中」となるのであって、「強」に至らないものと判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。